

医療機関窓口で高額な医療費の支払いが難しい。

はい

いいえ

一定の金額(自己負担限度額)を超えた金額が受診後に高額療養費等として自動で支給されます!

マイナ保険証を持っている。<sup>※1</sup>

はい

いいえ

マイナ保険証をご利用いただくとお支払額を自己負担限度額まで抑えられます!<sup>※2</sup>

限度額適用認定証を申請・利用いただくとお支払額を自己負担限度額まで抑えられます!

※1 健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのこと。詳しくは、公立学校共済組合本部HP「マイナンバーカードの参考情報」をご覧ください。

※2 受診された医療機関等がオンライン資格確認を導入している必要があります。



## 自己負担限度額について

自己負担限度額は組合員の標準報酬月額等によって適用区分(所得区分)が定められ、上限額が決まります。詳細については、大阪支部HPに掲載している自己負担限度額の表<sup>(※)</sup>をご確認ください。

(※) 70歳未満と70歳以上で分かれており、それぞれの適用区分(所得区分)に応じた自己負担限度額を掲載しています。

### ★限度額適用認定証の交付申請手続き★

申請書を大阪支部HPから印刷し、所属所を通じて大阪支部医療担当まで送付してください。

(注) 70歳以上の組合員および被扶養者について、①所得区分が一般所得者の方 ②現役並み所得者のうち所得区分が「現役並みⅢ」の方は「限度額適用認定証」の交付が「不要」となります。

➡資格確認書と高齢受給者証を医療機関等の窓口に提示することで自己負担限度額までの支払いとなります(限度額適用認定証は交付されません)。

自己負担限度額の詳細、申請様式のダウンロードは大阪支部HPをご確認ください。

HP   →手続きナビ[治療を受ける際の手続き]  
→限度額適用認定証に関する手続き

